

# 本庄市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	77,285	32,267,568	2,179,937	4,570,116	14.2	13.9

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

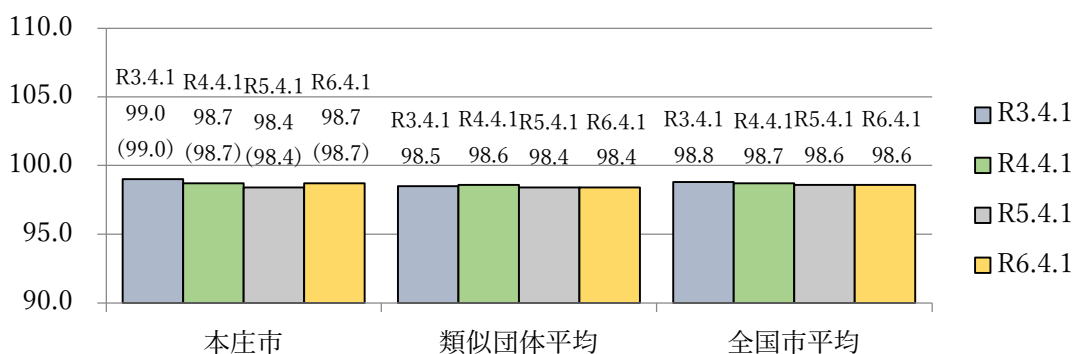
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	521	1,870,425	248,613	744,779	2,863,817	5,497	5,922

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%（最高で5.1%）引下げました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

##### ② 地域手当の見直し

支給実績なし

##### ③ その他の見直し内容

- ・職務と責任に応じた給料表とするため、7級制から8級制に改正しました。また、管理職手当と期末勤勉手当に係る役職加算の見直しを実施しました。
- ・単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。
- ・扶養手当について、対象が子である場合の月額の見直しを実施しました。
- ・国の制度に準じて管理職員特別勤務手当を設けました。

（平成27年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
本庄市	41.3歳	313,152円	354,580円	341,503円
埼玉県	41.8歳	319,425円	411,863円	367,476円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.8歳	316,920円	385,423円	350,499円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
本庄市	54.8歳	6人	321,000円	347,308円	338,584円	—	—	—	—
うち調理員	*歳	(5人未満)人	*円	*円	*円	飲食物調理従事者	45.6歳	277,400円	—
うち用務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自動車運転手	*歳	(5人未満)人	*円	*円	*円	乗用自動車運転者	59.5歳	242,200円	—
埼玉県	54.9歳	139人	322,835円	378,075円	358,877円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	52.0歳	20人	300,573円	331,686円	314,882円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
本庄市	—	—	—
うち調理員	—	3,679,800円	—
うち用務員	—	—	—
うち自動車運転手	—	3,248,900円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※人数について、1人以上5人未満の場合は「(5人未満)」と表示しています。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		本 庄 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400円	205,579円	196,200円
	高 校 卒	170,900円	173,584円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	166,600円	176,428円	—
	中 学 卒	—	159,872円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

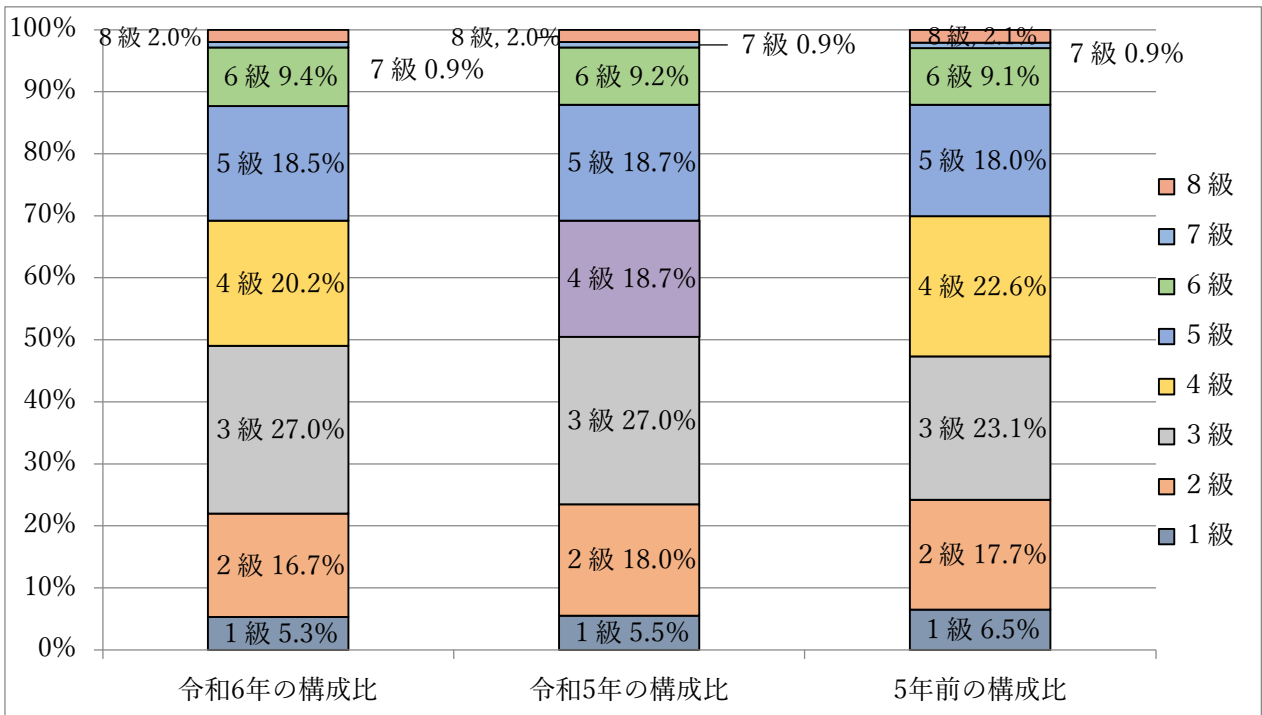
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,591円	344,500円	377,486円	391,634円
	高 校 卒	221,100円	—	342,500円	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

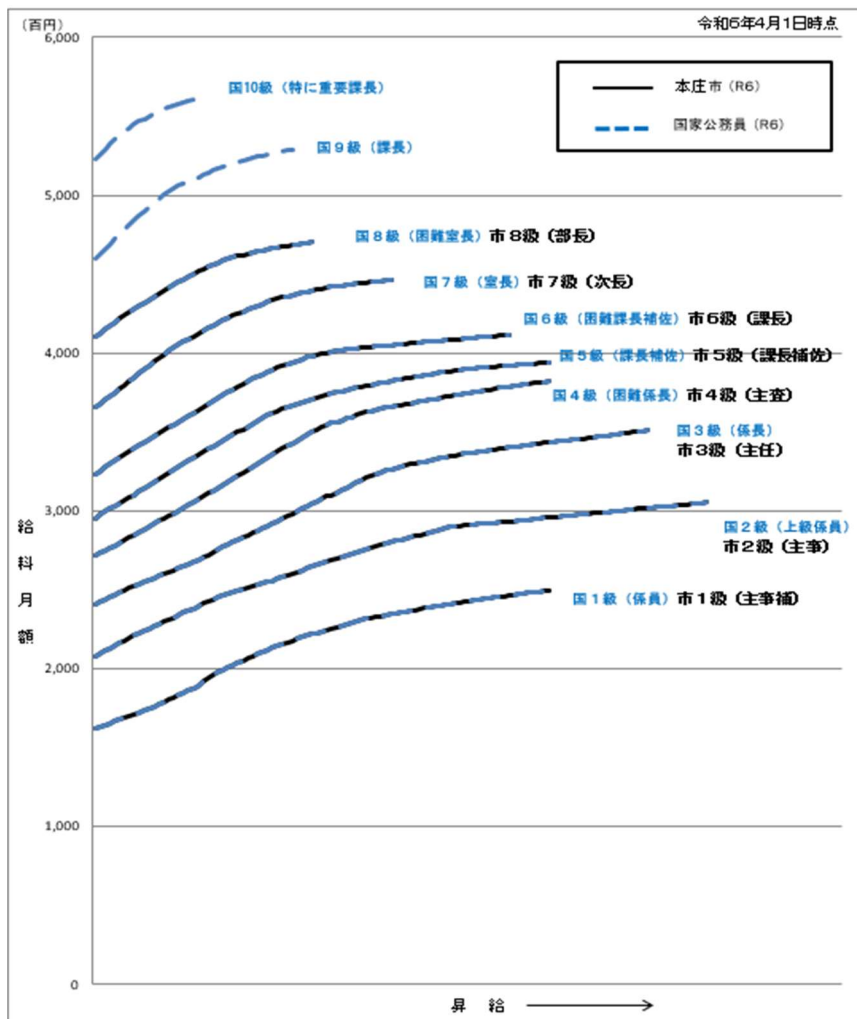
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8 級	部長・局長	9 人	2.0 %	410,300 円	470,000 円
7 級	次長、参事、支所長	4 人	0.9 %	365,500 円	446,200 円
6 級	課長、副参事	43 人	9.4 %	323,100 円	411,300 円
5 級	課長補佐、主幹	84 人	18.5 %	295,400 円	394,000 円
4 級	係長・主査	92 人	20.2 %	271,600 円	382,000 円
3 級	主任・専門員	123 人	27.0 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主事・技師	76 人	16.7 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事補・技師補	24 人	5.3 %	162,100 円	249,400 円

- (注) 1 本庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（本庄市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

本 庄 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,521千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,707千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（本庄市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当（令和6年4月1日現在）

本 庄 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	9,650千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3)地域手当（令和6年4月1日現在）

支給なし

#### (4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		132千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		6,004円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		3.8%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
清掃作業等 業務手当	犬、猫等死体処理 に従事した職員	犬、猫等死体処理 に係る業務	2千円	1件につき270円
	スズメ蜂等蜂退治 に従事した職員	スズメ蜂等蜂退治 に係る業務	110千円	1件につき360円
防疫業務手当	感染症の患者又は 感染症の疑いのある 患者の救護等に従事 した職員	感染症の患者又は 感染症の疑いのある 患者の救護等に係る 業務	0千円	1件につき360円
	感染症が発生し、 又は発生するおそれ がある場合における 感染症の病原体の付 着した物件又は付着 している疑いがある 物件の処理に従事し た職員	感染症が発生し、 又は発生するおそれ がある場合における 感染症の病原体の付 着した物件又は付着 している疑いがある 物件の処理に係る業 務	0千円	1件につき500円
	家畜伝染病防疫業 務に従事した職員	家畜伝染病防疫業 務	0千円	1件につき340円
行旅死亡人等 処置業務手当	行旅死亡人又は変 死人の取扱いに従 事した職員	行旅死亡人又は変 死人の取扱いに係 る業務	0千円	1件につき4,000円
防災業務手当	風水震災等の災害 対策業務に従事し た職員	風水震災等の災害 対策業務	22千円	1件につき600円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	37,519千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	89千円
支給実績（令和4年度決算）	40,660千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	98千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度又は令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 (行政職給料表8級は3,500円) 子 10,000円 父母等 6,500円 (行政職給料表8級は3,500円) 満16歳~22歳の子に関する加算 5,000円	同じ		52,705千円	246,281円
住居手当	借家 ※限度額28,000円	同じ		36,506千円	123,330円
	持家 3,500円	異なる	制度の有無		
通勤手当	鉄道等 運賃相当額 ※限度額55,000円 自動車等 ※2km以上	同じ		27,840千円	60,522円
管理職手当	部長級 90,000円 参事級 74,000円 課長級 60,000円 副参事 55,000円 課長補佐級 42,000円	異なる	支給額	96,358千円	613,746円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が 災害への対処等で午前0時から午前 5時までの間に勤務した場合に 支給 1回につき6,000円	異なる	支給条件及び 支給額	6千円	6,000円

**5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)**

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	801,000円 ( 890,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,053,000円 / 686,000円	
	副 市 区 町 村 長	718,200円 ( 756,000円)	870,000円 / 623,500円	
報 酬	議 長	425,000円	629,000円 / 376,900円	
	副 議 長	374,000円	575,000円 / 309,700円	
	議 員	353,000円	522,000円 / 286,600円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 4.45月分 ※減額あり		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 4.45月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 890,000円×48月×0.35×1.15 756,000円×48月×0.21×1.15	(1期の手当額) 17,194,800円 8,763,552円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 期末手当については、市長20%、副市長10%の減額措置を行っています。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

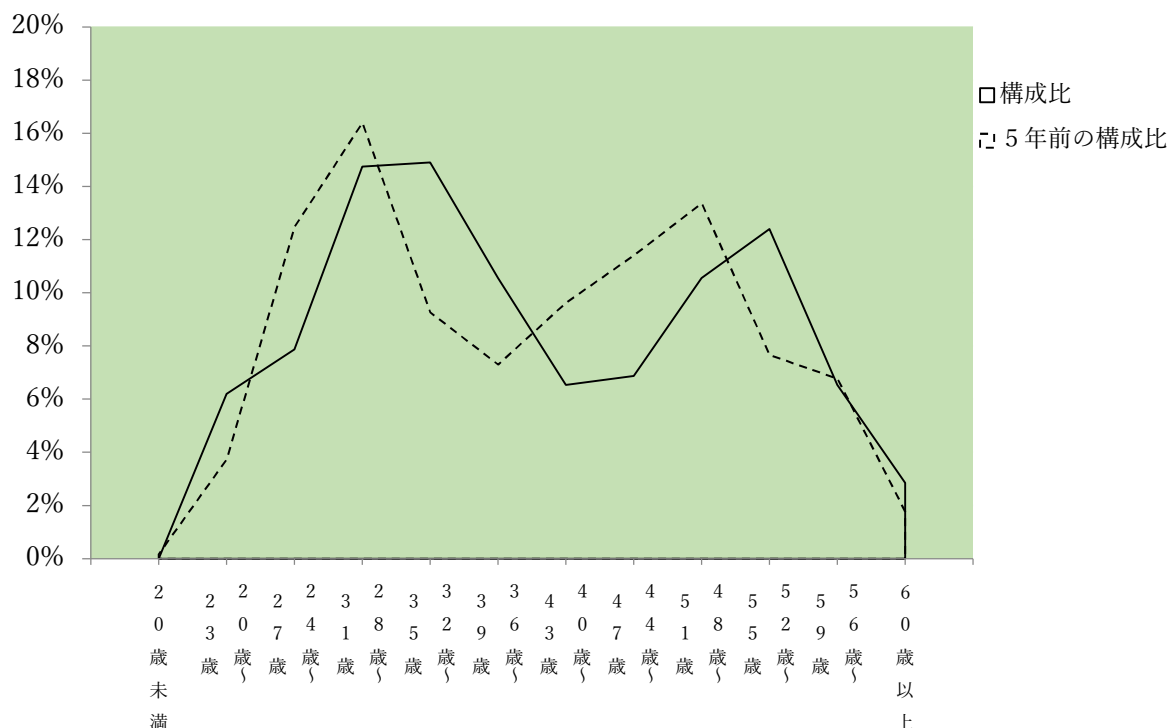
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6		育児休業代替職員の配置に伴う増等 育児休業終了に伴う代替職員の減 部 署 新 設 に よ る 増 組 織 移 管 に よ る 減  新 規 事 業 開 始 に 伴 う 増 事 業 委 託 に よ る 減
		総 務	135	140	5	
		税 務	47	46	△ 1	
		民 生	118	120	2	
		衛 生	44	42	△ 2	
		労 働	1	1		
		農 林 水 産	20	20		
		商 工	9	10	1	
		土 木	77	75	△ 2	
	計		457	460	3	<参考> 人口1万当たり職員数 59.52人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 59.84人)
	教 育 部 門	64	64			
	消 防 部 門	—	—			
	小 計	521	524	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.80人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 77.94人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	15	17	2	育児休業代替職員の配置に伴う増 育児休業代替職員の配置に伴う増 育児休業終了に伴う代替職員の減
		下 水 道	15	17	2	
		そ の 他	40	39	△ 1	
	小 計		70	73	3	
合 計			591	597	6	<参考> 人口1万当たり職員数 77.25人
			[ 622 ]	[ 622 ]	[ ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	37	47	88	89	63	39	41	63	74	39	17	597

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の増減(率)
一般行政	434	432	439	444	457	460	26(6.0%)
教育	58	59	62	60	64	64	6(10.3%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	492	491	501	504	521	524	32(6.5%)
公営企業等会計計	69	69	70	71	70	73	4(5.8%)
総合計	561	560	571	575	591	597	36(6.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	1,427,662	42,942	100,212	7.0	6.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 15,451 千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	15	59,704	10,730	23,464	93,898	6,260	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員を含みません。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
本 庄 市	39.8歳	318,159円	473,969円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

本 庄 市（企業職）	本 庄 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,629千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,521千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

本 庄 市（企業職）	本 庄 市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) (退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 一 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%) (退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 9,650千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		16,200円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		5,400円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		18.8%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
防災業務手当	風水震災等の災害対策業務に従事した職員	風水震災等の災害対策業務	16,200円	1件につき600円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,586千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	199千円
支給実績（令和4年度決算）	3,511千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	293千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度又は令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 （行政職給料表8級は3,500円） 子 10,000円 父母等 6,500円 （行政職給料表8級は3,500円） 満16歳～22歳の子に関する加算 5,000円	同じ		1,542千円	257,000円
住居手当	借家 ※限度額28,000円	同じ		626千円	78,225円
	持家 3,500円	同じ			
通勤手当	鉄道等 運賃相当額 ※限度額55,000円 自動車等 ※2km以上	同じ		843千円	64,798円
管理職手当	部長級 90,000円 参事級 74,000円 課長級 60,000円 副参事 55,000円 課長補佐級 42,000円	同じ		3,942千円	563,143円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処等で午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 1回につき6,000円	同じ		0千円	0円